

資 料

平成27年8月27日（木）

金 融 庁

認可申請の概要

平成27年7月1日、かんぽ生命より、他の保険会社の保険商品の受託販売について、以下のことを新たに行いたいとして認可申請。

認可申請のあった内容	関連規定
① 現在、受託販売を行っている「経営者向け定期保険」について、 (1)全ての生命保険会社からの受託販売を可能にする (2)付加できる特約を追加する	郵政民営化法第138条第3項 保険業法第98条第2項
② メットライフ生命保険の「総合福祉団体定期保険」の受託販売を行う	

郵政民営化法(平成17年10月21日法律第97号)(抄)

(業務の制限)

第138条

1・2 (略)

- 3 郵便保険会社は、保険業法第97条の規定により行う業務以外の業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。
- 4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前3項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。
 - ① 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合
その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
 - ② 郵便保険会社の経営状況
- 5 (略)

保険業法(平成7年6月7日法律第105号)(抄)

第98条 保険会社は、第97条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

① 他の保険会社(外国保険業者を含む。)、少額短期保険業者、船主相互保険組合(船主相互保険組合法(昭和25年法律第177号)第2条第1項(定義)に規定する船主相互保険組合をいう。)その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行(内閣府令で定めるものに限る。)

②～⑬ (略)

2 保険会社は、前項第1号に掲げる業務を行おうとするときは、第275条第3項の規定により同項に規定する保険募集再委託者が保険募集の委託に係る契約の締結について認可を受ける場合を除き、その内容を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、当該保険会社の子会社その他当該保険会社と内閣府令で定める密接な関係を有する者に係る当該業務を行おうとするときは、あらかじめ、その旨及びその内容を内閣総理大臣に届け出ることをもって足りる。

3～9 (略)

保険業法施行規則(平成8年2月29日大蔵省令第5号)(抄)

(業務の代理又は事務の代行の認可の申請等)

第51条の2 保険会社は、法第98条第2項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

①～③ (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

① 業務代理等に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況、当該業務代理等の運営に係る体制等に照らし、当該認可の申請をした保険会社が当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行することができると認められること。

② 他の保険会社(外国保険業者を含む。以下この条において同じ。)の業務代理等を行う場合には、当該業務代理等が保険会社相互の公正かつ自由な競争を阻害するおそれのないものであること。

③ 他の保険会社、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の業務代理等を行う場合には、当該他の保険会社、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の業務の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれのないものであること。